

スポーツ開放団体利用にあたっての注意事項

【団体登録証】

- ・利用日に監視指導員から団体登録証の呈示が求められた際は、必ず呈示してください。
- ・利用できる方は、団体登録証の名簿に記載された方に限ります。
- ・団体構成員に変更があった場合は、速やかに団体登録変更手続きを行ってください。

【施設利用のルール】

- ・体育館および備品の利用にあたっては、監視指導員の指示に従ってください。
- ・指定された場所以外の利用はできません。
- ・校舎内には立ち入りしないでください。(指定された更衣室やトイレを除く)
- ・ごみは各自お持ち帰りください。
- ・学校施設敷地内は禁煙です。

【安全管理と持ち物】

- ・安全に留意し、事故防止に努めてください。(事故にあった場合、区や学校は責任を負いません)
- ・貴重品は持参しないでください。(紛失した場合、区や学校は責任を負いかねます)
- ・小学生以下の方がいる場合は、必ず保護者が同伴してください。

【利用人数とキャンセル】

- ・10名以下でのご利用はできません。
- ・18歳未満の未成年者のみでのご利用もできません。
- ・キャンセルは、利用日の2週間前までに監視指導員へ連絡してください。
- ・キャンセルのご連絡が期日までにない場合や、無断キャンセルが複数回確認された際には、他の団体利用者への影響を考慮し、一定期間ご利用停止の措置を取らせていただくことがあります。

【違反行為への対応】

- ・監視指導員の指示・禁止事項に違反した場合、もしくは他の利用団体の利用を妨げる行為があった場合は、利用禁止または登録取消となる場合があります。